令和8年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区港南二丁目１５番２号 株式会社大林組 代表取締役　佐藤　俊美	令和8年4月16日から 令和8年5月15日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.4.16	当該業者及びその社員２名は、令和６年１２月２５日、山梨県南巨摩郡富士見川町におけるトンネル新設工事に関し、鰍沢労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和８年３月２４日、鰍沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
2	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市中央区南船場二丁目３番２号 東洋シヤッター株式会社 代表取締役　岡田　敏夫	令和8年4月28日から 令和8年5月27日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.4.28	建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有していない者との間で締結していたことにより、令和8年2月24日に国土交通省近畿地方整備局から建設業法に基づく営業停止命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
3	独占禁止法違反行為	東京都江戸川区東葛西４丁目２１番７号 共栄石油株式会社 代表取締役　西野　賀昭	令和8年5月26日から 令和8年11月25日まで （6か月）	第2条第1項 別表第2第4号 （独占禁止法違反行為）	R8.5.26	軽油販売業者による価格カルテル事件について、独占禁止法違反の疑いで令和8年4月17日、公正取引委員会から検事総長に告発された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
4	独占禁止法違反行為	東京都千代田区麹町五丁目１番地 日本ハイウエイ・サービス株式会社 取締役社長　舟久保　公雄	令和8年5月26日から 令和8年11月25日まで （6か月）	第2条第1項 別表第2第3号 （独占禁止法違反行為） 第4条第3項	R8.5.26	首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為（不当な取引制限の禁止）を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
5	その他不正又は不誠実な行為	埼玉県さいたま市中央区新都心１１番地２　さいたま新都心ＬＡタワー３０Ｆ 株式会社クリーン工房 代表取締役　川鍋　知恵子	令和8年5月26日から 令和8年6月25日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第10号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.5.26	当該業者の代表取締役（当時）は、令和８年２月１日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与したとして、令和８年３月２７日、公職選挙法違反でさいたま簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

令和8年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
6	その他不正又は不誠実な行為	神奈川県川崎市幸区大宮町１番地５ 富士通Ｊａｐａｎ株式会社 代表取締役社長　長堀　泉	令和8年6月30日から 令和8年7月29日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.6.30	当該業者の元社員は、令和７年２月４日から同年３月２５日、富士通Ｊａｐａｎの事務所などで富士通の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和８年５月１２日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
7	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区大手町二丁目３番１号 日本郵便株式会社 代表取締役社長　小池　信也	令和8年6月30日から 令和8年7月29日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.6.30	当該業者の元社員は、郵便物の回収業務の委託を巡り、入札で便宜を図る見返りに業者から賄賂を受け取ったとして、令和８年５月２０日、日本郵便株式会社法違反（加重収賄）の疑いで警視庁に逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
8	建設業法違反行為	大阪府大阪市中央区南久宝寺町３丁目１番８号 株式会社カナデビアエンジニアリング 取締役社長　森本　智	令和8年7月14日から 令和8年8月13日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第8号 （建設業法違反行為）	R8.7.14	当該業者は建設業法第１５条第２項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。このことが、建設業法第２８条第１項本文に該当すると認められるとして、国土交通省近畿地方整備局から令和８年６月１９日付けで法第２８条第１項の規定に基づく指示処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
9	その他不正又は不誠実な行為	東京都江東区新砂一丁目１番１号 株式会社竹中土木 取締役社長　竹中　祥悟	令和8年7月14日から 令和8年8月13日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.7.14	当該業者社員は、「近畿自動車道高架橋の耐震補強工事」において、令和７年８月５日に発生した労働災害に関して、協力会社と共謀し、労働基準監督署に事実と異なる報告をしていたとして、令和８年６月１０日付けで羽曳野簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
10	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市北区中崎一丁目２番２３号 協和テクノロジィズ株式会社 代表取締役　十河　元太郎	令和8年7月30日から 令和8年8月29日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.7.30	当該業者社員は、登録に係る点検の結果を偽って通知したとして、近畿総合通信局から令和８年５月１９日付けで、電波法の規定に基づく行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

令和8年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
11	その他不正又は不誠実な行為	東京都千代田区神田錦町一丁目１番１ イオンディライト株式会社 代表取締役　宮前　吾郎	令和8年7月30日から 令和8年8月29日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.7.30	当該業者及びその社員は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行ったとして、労働安全衛生法違反により、令和７年１２月１５日に伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
12	その他不正又は不誠実な行為	東京都渋谷区広尾５丁目４番１２号 東洋テクノ株式会社 代表取締役社長　渡邉　芳春	令和8年9月24日から 令和8年10月23日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.9.24	当該業者及びその社員は、北海道山越郡長万部町における北海道新幹線、中ノ沢高架橋工事において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者一名が死亡する工事関係者事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により、令和８年３月１３日付けで八雲簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。また、このことが建設業法第２８条第１項第３号に該当するとして、当該業者は国土交通省加藤地方整備局長から令和８年７月２４日付けで、指示処分を受けた このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
13	その他不正又は不誠実な行為	東京都港区芝四丁目６番１２号 みらい建設工業株式会社 代表取締役　石橋　宏樹	令和8年10月14日から 令和8年11月13日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.10.13	当該業者が構成員となっている共同企業体が受注した名古屋港管理組合発注の工事において、石材を水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかった。このことが、港則法に違反するとして、共同企業体の代表構成員及びその社員が令和８年７月１７日に名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
14	その他不正又は不誠実な行為	東京都豊島区東池袋１－４４－３　池袋ＩＳＰタマビル 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事　藤田　徹	令和8年10月14日から 令和8年11月13日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.10.13	当該業者の職員は、東京都から受注していた一時保護所委託事業において、児童と接点を持ち、一時保護委託解除後に私的な関係が生じたことにより、令和８年５月２５日、不同意性交等罪の容疑で逮捕された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。
15	その他不正又は不誠実な行為	大阪府大阪市中央区本町四丁目１番１３号 株式会社竹中工務店 取締役社長　丁野　成人	令和8年10月27日から 令和8年11月26日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.10.26	当該業者の社員は、令和８年８月１９日に背任の容疑で大阪府警に逮捕され、令和８年９月９日に大阪地方検察庁より起訴された。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。

令和8年度指名停止業者一覧表

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
16	その他不正又は不誠実な行為	愛知県名古屋市中区栄四丁目６番２５号 川北電気工業株式会社 取締役社長　大津　正己	令和8年11月4日から 令和8年12月3日まで （1か月）	第2条第1項 別表第2第9号 （その他不正又は不誠実な行為）	R8.11.4	当該業者及びその社員は、愛知県大府市における空調機増設工事の見積前の現地調査において、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じず、労働者一名が死亡する工事関係者事故を発生させたとして、労働安全衛生法違反により、令和８年４月１０日付けで半田簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。また、このことが建設業法第２８条第１項第３号に該当するとして、当該業者は国土交通省中部地方整備局長から令和８年９月２９日付けで、指示処分を受けた。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるので、指名停止するものである。